



2025 年 5 月 15 日
横 浜 信 用 金 庫

地域金融機関として全国初！

【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度の取り扱いを開始

～横浜市における高齢世帯の住まいの耐震化促進を支援～

横浜信用金庫（理事長 春日 隆）では、横浜市における高齢世帯の住まいの耐震化の促進を支援するため、住宅金融支援機構と連携し、全国の地域金融機関として初めて【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度の取扱いを開始します。

記

当金庫では、全国の地域金融機関としては初めて、令和 7 年 5 月 20 日から【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度の取扱いを開始します。令和 7 年 4 月から横浜市において木造住宅耐震改修促進事業の補助金と併せて本制度が利用できることになりました。当金庫においても本制度の取扱い開始により、横浜市における高齢世帯の住まいの耐震化の促進を支援します。なお現在のところ本制度の利用が可能な神奈川県内の地方公共団体は横浜市のみとなっています。

【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度は、高齢世帯の耐震改修工事を支援するため、地方公共団体の耐震改修補助金を受ける方が、【リ・バース 60】で耐震改修融資を利用する場合に、住宅金融支援機構が金融機関を通じて利子補給を行うことにより、利用者が無利子また低利子で【リ・バース 60】を利用することが可能となる仕組みです。

当金庫は今後も住宅金融支援機構や地方公共団体と連携して、ご高齢のお客さまの安心で快適な住生活の実現を目指してまいります。

＜【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度創設の背景＞

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、高齢世帯の割合が多い市町村で旧耐震基準の木造住宅を中心に多くの被害が発生しました。被災を契機に地震への安全性の確保の意識が高まっています。

一方で、高齢世帯は経済的な制約や相続人がいない等の理由により、耐震改修工事に踏み切れない場合も多いと考えられ、政府の耐震化目標（令和 12 年度までに耐震性が不十分な住宅ストックを概ね解消すること）の達成に向けた課題となっています。

このような背景から、ご高齢のお客さまの生活資金への負担をなるべくかけずに、耐震性を確保した住宅に移行できるよう、令和 6 年度補正予算において、本制度が創設されました。

＝ お問い合わせ先：融資部 波島・齊藤（電話：045-680-6925） ＝



横浜信用金庫